

訴訟(減刑、復権、監獄)

◎減刑 是刑期の幾部を短縮するのである、一般犯罪に及ぶことがあり又特別の犯罪人中の特定の人にのみ及ぶことがある。

◎復権 とは選舉權、被選舉權等を始め公民として享有すべき權利を剝奪せられたるものが、其公權を行使し得ることになるのである、近く憲法發布の特赦の場合に於ける復権の如きは其一例である。

◎監獄 是犯罪者を懲罰し教誨し自醒し悔悟せしむるを目的とするが、尙ほ被告人をも未決囚として拘禁する國家の一機關である、分ちて左の四種とする(一)監、

- (一) 懲役監 懲役の刑に處せられたるものを拘禁する監獄で各地方裁判所所在地にある、
 - (二) 禁錮監 禁錮の刑に處せられたるものを拘禁する、
 - (三) 拘留場 拘留の刑に處せられたる者を拘禁する、
 - (四) 拘置場 刑事被告人及び死刑の言渡を受けたるものを拘禁する、
- 而して禁錮監、拘留場、拘置場は懲役監のある監獄に併設せられてある。又警察署に

は留置場がある。

◎監獄内の區別 女監と男監とを區別し又少年囚と老年囚とは分界を立て、拘禁する又獨居拘禁にすることもある。

◎作業と教誨 囚徒には衛生、經濟及び在監者の刑期、健康、技能、職業、將來の生計等を酌量して作業せしめ又教誨を施し、衛生及び醫療等には完全の設備をなし賞罰を明かにし感化遷善に努むるのである。

◎懲罰 在監者の規律に従はず、獄則を遵守せざるものに對しては左の懲罰に處する(六〇)、

- (一) 叱責、
- (二) 賞遇の三月以内の停止、
- (三) 賞遇の廢止、
- (四) 文書閱讀の三月以内の停止、
- (五) 情願作業の十日以内の停止、

訴訟(監獄内の區別、作業と教誨、懲罰)

訴訟(假出獄、假出獄者の心得)

- (六) 自辨に係る衣類、臥具、着用の十五日以内の停止、
- (七) 糧食自辨の十五日以内の停止、
- (八) 運動の五日以内の停止、
- (九) 作業賞與金計算高の一部又は全部減削、
- (一〇) 七日以内の減食、
- (一一) 二月以内の輕屏禁、
- (一二) 七日以内の重屏禁、

而して此の屏禁は受懲罰者を罰室内に晝夜屏居せしめ、情狀に因り就業せしめざることを得、重屏禁にありては仍ほ罰室を暗くし臥具を禁するのである。

◎假出獄 懲役又は禁錮に處せられたる者が改悛の情顯著なるときは、有期刑に付ては其刑期三分の一、無期刑に付ては十年を經過したるとき假出獄を許すことがある又恩赦を以て假出獄を許さることもある。

◎假出獄者の心得 として左の規程を遵守せねばならぬ(六七)。

- (一) 正業に就き善行を保つこと、
- (二) 警察官署の監督を受くること、但し警察官署は監獄の意見を聽き他に其監督を委任することが出来る、
- (三) 住居を移轉し又は十日以上旅行を爲さんとする時は監督者の許可を請ふ事、

◎假出獄の取消 假出獄を許されたる者の外國に旅行をなす事を許す事も出来る、司法大臣は假出獄を許されたる場合に於て其處分を取消されることがある、

- (一) 假出獄中更に罪を犯し罰金以上の刑に處せられたるとき、
- (二) 假出獄前に犯したる他の罪に付き罰金以上の刑に處せられたるとき、
- (三) 假出獄後他の罪に付き罰金以上の刑に處せられたるものにして其刑の執行を爲すべきとき、

(四) 假出獄取締規則に違背したるとき又は假出獄の處分を取消されたるときは、出獄中の日數は刑期に算入しない、

訴訟(假出獄の取消)

訴訟（釋放、囚徒の死亡、囚徒の逃走罪）

○釋放 在監囚徒は其判決によりて定まれる刑期の満了又は大赦特赦等の恩典によりて出獄するを釋放といふが、囚徒は其釋放前三日以内獨居拘禁に付せられ典獄の諭告を受ける、而して乗車券又は乗船切符の交付を受けて居住地に歸り、衣類は作業賞與金を以て調達するか時としては監獄にて給與せらる、又歸還旅費の不足に付ても給與を受ける、若し當時疾病に罹るときは在監して治療を受くることも出來、作業賞與金があれば其の金額を受け取つて歸へるのである（六九、七〇）、

○囚徒の死亡 したるときは典獄が死體を檢視し請求者に交付する、若し請求者ないときは火葬に付し、監獄の墓地に假埋葬し木標を立つる。

○囚徒の逃走罪 是拘禁せられたる監督の範圍を脱れ出たもので、其刑罰はかうである（刑九七乃至一〇二）、

(一) 既決、未決の囚人逃走したときは一年以下の懲役に處する、

(二) 既決、未決の囚人、又は拘引狀の執行を受けた者が、拘禁場又は機具を損壞し若くは暴行脅迫を爲し、又は二人以上通謀して逃走したときは、三月以上

五年以下の懲役に處する、

(三) 法律命令により拘留されたものを奪取したる者は三月以上五年以下の懲役に處する、

(四) 法令に因り拘禁された者を逃走せしめる爲め、器具を給與し其逃走を容易ならしむべき行爲をなした者は三年以下の懲役に處する、

(五) 四の目的を以て暴行又は脅迫をなした者は三月以上五年以下の懲役に處す、

(六) 法令に因り拘禁せられたものを看守し又は護送する者が被拘禁者を逃走せしめたときは、一ケ年以上十年以下の懲役に處する、

總べて之れが各罪は其未遂犯の場合でも罰する、尙ほ逃走せしむる爲めに器具を給與し又暴行脅迫其他逃走を容易ならしむべき行爲を爲さんとするとき既に未遂犯罪を構成するもので、被拘禁者が之に因りて逃走を遂たると否とは何等の關係がない。

○犯人の藏匿罪 とは犯罪人又は拘禁中逃走した逃走者を庇護して、搜查權及び拘禁力を侵害するのである、つまり其犯人をして處刑を免かれしめんとするに出づる手

訴訟（犯人の藏匿罪）

訴訟（民事訴訟の意義、裁判所の管轄、區裁判所の管轄）

段を講ずるものと謂ふべきである、即ち罰金以上の刑に當る罪を犯した者、又は拘禁中逃走したものを藏匿し隠避せしめたものは、二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處せらるゝ（刑）。要するに藏匿の意義は發見逮捕を避くる場所を提供するを謂ひ又隠避せしむるを謂ふ、隠避とは藏匿以外の方法を以て發見逮捕を免れしむるを稱するるのである。

◎民事訴訟の意義 民事訴訟は私法上の權利を保護する爲めのもので、此保護機關は裁判所たる區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院其任に當るのである。

◎裁判所の管轄 事件の性質に従ひ其裁判所が違ふ、即ち裁判の第一審は區裁判所と地方裁判所であるから、其何れの裁判に於て裁判せらるゝかは當事者の最も注意すべき點である、左に第一審たるべき裁判所と其事物の管轄に付て述べやう。

◎區裁判所の管轄 區裁判所は一人の判事が裁判する、二人以上の判事ある時は一人の監督判事を置きて行政事務を採しむる、其民事訴訟に於ては左の事件を裁判する、
 (一) 金五百圓を超過せざる金額又は價格五百圓を超過せざるものに関する請求、

次に其價格に拘らずして裁判する事件は、

- (二) 住家其他の建物又は其或る部分の受取り明渡使用占據若しくは修繕に關り又は賃借人の家具若しくは所持品を賃借人の差押へたることに關り賃借人と賃借人との間に起りたる訴訟、
- (三) 不動産の境界のみに關る訴訟、
- (四) 占有のみに關する訴訟、
- (五) 雇主と雇人との間に雇期限一年以下の契約に關し起りたる訴訟、
- (六) 賄料又は宿料又は旅人の運送料又は之に伴ふ手荷物の發送料に付て旅店若しくは飲食店の主人と客、又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟、
- (七) 旅店若しくは飲食店の主人又は運送人に旅人より保護の爲め預けたる手荷物金錢又は有價物に付て兩者間に起りたる訴、

以上列記の外區裁判所は非訟事件に付法律に定めたる範圍及び方法に従つて左の事務を取扱ふ。

訴訟（訴訟委任の範圍）

訴訟(地方裁判所の管轄、控訴院の管轄)

- (イ) 未成年者、癡癲者、白痴者、失踪者其他法律又は判決に關り治産の禁を受けたる者の後見人若くに管財人を監督する、
- (ロ) 不動産及び船舶に關する權利關係を登記する事、
- (ハ) 商業登記(裁、構(一四、一五))、

◎地方裁判所の管轄 地方裁判所は第一審の合議裁判所で三人の判事にて裁判するのである、訴訟法上裁判權を有するものは第一審として

- (一) 皇族に關する民事訴訟及び裁判所の管轄に屬せない一切の訴訟(民事訴訟)、等である、尙第二審として左の裁判權がある、
- (二) 區裁判所の裁判判決に對する控訴、
- (三) 區裁判所の決定命令に對する抗告、
等である(裁、構(二六))、

◎控訴院の管轄 控訴院は三人の判事が合議裁判する裁判所で、左の事件に付裁判權を有して居る(裁、構(三七))、

- (一) 地方裁判所の第一審判決に對する控訴、
- (二) 地方裁判所の第一審として爲したる決定及び命令に對する法律に定めたる抗告(非訟事件をも含む)

(三) 皇族に對する民事訴訟に付き其第一審及び二審、

◎大審院の管轄 大審院は我が國に於ける最高裁判所で五人の判事が合議裁判する裁判所である、而して其裁判權は(裁、構(五〇))

- (一) 地方裁判所及控訴院の第二審判決に對する上告
- (二) 地方裁判所の第二審として爲したる決定及命令並に控訴院の決定及命令に對する法律に定めたる抗告

等である、而して裁判の請求には訴狀を提起せしめ、公判になれば證人、鑑定人等の供述等がありて事實を審訊し判決を下す、其判決は原告の請求に應ずるものもあれば又其訴の提起者が却つて不利益になることも稀しくない。以下

◎民事訴訟の提起 に付て述べやうが先づ檢事の立會ふ訴訟は左の通り、

(一) 公の法人に關する訴訟、

訴訟(大審院の管轄、民事訴訟の提起)

訴訟（訴訟能力、訴訟委任の範圍）

- (一) 婚姻に關する訴訟、
- (二) 夫婦の財産に關する訴訟、
- (三) 親子若くは養親子の分限其他總て人の分限に關する訴訟、
- (四) 無能力者に關する訴訟、
- (五) 失踪者及び相續人曠缺の遺産に關する訴訟、
- (六) 養料に關する訴訟、
- (七) 證書偽造若しくは變造の訴訟、
- (八) 再審、
- (九) 再審、

◎訴訟能力 とは訴訟を爲し得る資格であるが、之れは民法の規定に依るから、未成年者、禁治産者は法定代理人により準禁治産者は補佐人の同意を得て又妻は夫の同意を得て其他は凡て訴訟能力がある、訴訟能力者は自ら訴訟行爲を爲し又は訴訟代理人をして訴訟行爲を爲さしむることが出来る。

◎訴訟委任の範圍 先づ辯護士に訴訟代理を委任すれば反訴、主參加、故障、假差

押若くは假處分又は強制執行に因りて生ずる訴訟行爲と併せ訴訟に關する總ての訴訟行爲をなし、及び相手より辨濟する費用の領收を爲す權を授與したことになる、併しながら特別の委任を受けなければ訴訟若しくは上訴をなすこと、及び再審を求め又は代理を任じ和解をなし、訴訟を拋棄すること、並に相手方の主張したことを認諾するの權限を有せぬ、左に訴訟委任狀の例を掲ぐる。

◎訴訟代理委任狀書式

印紙

訴訟代理委任狀

拙者儀何市區町村何番地辯護士何某ヲ以テ訴訟代理人ト定メ左ノ權限ヲ授與ス

一 自分ヨリ何府縣何郡市區町村何番地某ニ對スル何々請求ノ訴訟行爲ヲ爲スコト

府縣郡市區町村字番地族籍職業

年月日

氏

名

又辯護士を補佐人として共に出廷し權利を主張することも出来る。

◎訴訟費用 は原則として敗訴したる原告若しくは被告人が負擔し、且つ其の訴訟

訴訟（訴訟代理委任狀書式、訴訟費用）

訴訟（訴訟提起の手續、貸金請求訴状書式）

に因りて相手方に費用を支出せしめたる時は之れを賠償せねばならぬ、之れは判決を以て言ひ渡されるから其判決に基いてなさねばならぬ。

◎訴訟提起の手續 としては先づ訴状を提出するのであるから、左に貸金請求の訴状の例を示す、

◎貸金請求訴状書式

訴状

収入
印紙

府縣都市區町村字番地籍職業

原告氏

名

府縣都市區町村字番地籍職業

被告氏

名

貸金請求ノ訴

請求ノ目的

何年何月何日 右原告カ被告ニ貸與シタル元金何圓及ヒ之レニ對スル利息ノ支拂ヲ求ムルニ在リ

一定ノ申立

被告ハ原告ニ對シ金何圓及ヒ之レニ對スル何年何月何日ヨリ本案判決執行済ニ至ル迄年何割ノ割合ニ於ケル利息ヲ加算シテ支拂フヘシ訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ判決ヲ求ム

請求ノ原因

原告ハ被告ニ對シ何年何月何日金錢貸借契約ニヨリ金何圓ヲ貸與シ之レカ辨濟期日ヲ何年何月何日トシ利息ハ年何割トシ月割拂トシタリ然ルニ被告ハ該期日ニ至ルモ未ダ支拂ヲ爲サス且ツ利息ヲモ支拂ハサルヲ以テ茲ニ本訴ヲ提起シタル次第ニ有之候也

證據方法

甲第何號金錢貸借契約證書ヲ以テ本件事實ヲ證明仕候

附屬書類ノ表示

一 何年何月何日ノ金圓貸借契約證書原本 査通

一 何々

年月日

右

原告氏

名

裁判所長判事氏

名殿

◎共同訴訟 と云ふのがある、之れは訴訟の目的物に付きて權利を有する者數人あるとき、又は義務を負ふ者が數人あるとき等に起す訴である、故に必らず原告又は被告二人以上であつて之等の氏名住所は皆訴狀に掲ぐる（民訴四八）。

外に證書訴訟及爲替訴訟もある、之は前に説明したから省略する、又併合訴訟とは一人の原告より一人の被告に對し、數箇の請求あるも之を一箇の訴訟に併合するを謂ふのである。

訴訟（共同訴訟）

訴訟(送達、被告の心得、答辯書式)

◎送達 訴状は被告の數より一通多く裁判所に差出すのである、其訴状が完全して居れば訴訟が提起せられたことになり、裁判所は被告一人に付其一通を送達する、送達が遠方であれば郵便で出すのである、故に原告は其送達料をも同時に上納せねばならぬ、訴状が被告に送達すれば参加も出来る(民訴一三六)。

◎被告の心得 としては先づ其訴状の送達を受けた時は十四日以内に答辯書を差出す、併し此答辯書を差出さぬとて大なる不便宜の事と不利益のことがない、其答辯には原告の請求を認むるか又は争ふかの二つであるか、尙ほ其裁判所の管轄違ひ其他の抗辯を以ても訴への却下を請求するを得る、左に答辯書の例を掲ぐる。

◎答辯書式

答 辯 書

收 入
印 紙

府縣郡市區町村字番地族籍職業

原告 氏

被告 氏

名 名

右當事者間ノ御座何年(何)第何號何々事件ニ付キ原告ノ主張ニ對シ答辯スルコト左ノ如シ

一定ノ申立

原告ノ請求ハ之ヲ棄却ス訴訟費用ハ原告ノ負擔トストノ判決ヲ求ム

事 由

被告ハ原告ヨリ何年何月何日ノ金圓貸借契約ニ依リ金何圓ヲ借り受ケタルモ該金ハ何年何月何日辨済ヲナシタルニヨリ原告ノ請求ニ應ズルノ義務ナキモノトス

立 證 方 法

一 受 取 證

一 通

年 月 日

右 被 告 氏

名 印

裁判所長判事氏 名 殿

尤も此の答辯書と共に反訴を提起することも出来る。

◎口頭辯論 となれば原告、被告双方が裁判所に出廷し、原告が一定の申立をなせば、被告は答辯書に基いて原告の請求を認むとか認めないから棄却して呉れと述べる既にして被告が争ふことになると互に事實を陳述し證據の提出となり、或は證人、鑑定人の申請となり、又判事が偏頗の裁判を爲すとの疑ひがあらば其判事を忌避することも出来る、又口頭辯論、檢證凡ての結果によりて裁判官は判決を下す、此の口頭辯

訴訟(口頭辯論)

訴訟(判決、闕席判決故障申立書式)

論終結前に注意すべきは原告が假執行宣言の申立てである、辯論終結後は如何なる理由があるも假執行宣言の申立を容れぬから、若し假執行を必要とするときは其前に申立てねばならぬ(参照)。

○判決 口頭辯論が終結すると判決を宣言する、判決には闕席判決と對席判決と二がある、而して此の闕席判決に不服があれば判決の送達ありし日より十四日以内に故障を申立てねばならぬ、それは原告でも被告でも同一である、其申立書はかうである。

○闕席判決故障申立書式

闕席判決に對する故障申立

印紙

闕席判決ノ表示

原告 氏
被告 氏

(茲ニ判決主文ヲ掲グル)

右闕席判決ニ對シ民事訴訟法第二百五十五條ニ依リ故障申立候也

右被告(又ハ原告)

年月日

氏

名

裁判所長判事(區裁判所監督判事)氏 名殿
○控訴 第一審の判決に對して原告には被告が不服であるときは控訴する、區裁判所の判決であれば地方裁判所に、地方裁判所の判決であれば控訴院へ控訴し、茲に訴訟手續が再び繰り返へされ再び判決を受ける(三九六)左に其控訴狀を掲ぐ。

○控訴狀書式

控訴狀

府縣郡市區町村字番地族籍職業

控訴人 氏

名

府縣郡市區町村字番地族籍職業

被控訴人 氏

名

何々事件ニ對スル控訴

原判決ノ表示

原告某(甲)被告某(乙)間ノ何地方裁判所何年(何)第何號何々請求事件ニ付キ何年何月何日同地方裁判所ノ言渡シタル第一審判決ハ左ノ如シ

被告ハ原告ニ對シ主文(全文ヲ掲グルヲ通例トス)金何圓ヲ支拂フヘシ訴訟費用ハ被告ノ負擔トス而シテ右判決正本ハ何年何月何日送達ヲ受ケタリ

訴訟(控訴、控訴狀書式)

訴訟(控訴狀書式)

不服ノ程度及ヒ控訴ヲ爲ス旨ノ陳述

控訴人ハ前記判決ニ對シ全部不服ニ付及控訴候

一定ノ申立

第一審判決ヲ取消ス被控訴人ノ請求ヲ棄却ス訴訟費用ハ第一二審共被控訴人ノ負擔トストノ判決ヲ求ム

新ニ主張セントスル事實

(新事實ヲ掲クル……………)

證據方法

一何々

附屬書類

一何……………

以上

年月日

右

氏

名

控訴院長判事氏 名殿

控訴狀が受理せらるると被控訴人に送達せられ答辯書の提出があり、其より訴訟手續は第一審の訴訟手續と同一となり、證據調べが済むて辯論が終結すると茲に判決となる、此の判決に對して双方共に不服が無ければ之て訴訟は終局となるが、若し双方で

訴訟(上告)

不服なるか又は一方で不服であれば更に上告する。

◎上告 第一審の判決に對して控訴せられ第二審の判決が地方裁判所又は控訴院に於て言渡されても、尙此判決に不服であれば三十日間に控訴院、大審院(之は第一審が地方裁判所の場合)へ上告し再び訴訟手續を繰り返へすが、訴訟は此上告審の判決を以て終審とするから、之て全く訴訟は解決せらるゝのである(参照) 上告審の訴訟手續は上告の理由が法律の點に限らるゝから頗る困難である、書式は略控訴狀と同一であるが保證金十圓を納付せねばならぬ、又上告狀を提出すれば先づ陳述期日と云ふものを定めて上告が理由ありや否やを審査する、理由なしとすれば上告を棄却して事件が終局する、若し理由がありさうなれば被上告人を呼出して對審々理する、其上理由がなければ上告を棄却し若し理由があれば、上告裁判所は直ちに裁判するか又は原裁判所に差戻すことになる、又原裁判と同等なる裁判所に移送することが出来る、差戻又は移送判決があつて、更に口頭辯論を開始すれば普通の控訴事件と同一手續によるのである。

強制執行（強制執行の意義、執行文の附與）

強制執行

◎強制執行の意義 強制執行とは國家の權力により。債務者の意思を強制して私權の目的を達せしむるものである、平たく云へば裁判所で下した判決が確定し又は假執行の宣言の附してある判決、及び公證人の作成したる公證書による執行文によつて、債務者の財産を差押へて之れを競賣し、此の賣上げ金を以て債權の辨濟に充つるのである、而して此の強制執行には動産に關する執行と不動産に關する執行との區別がある（民訴）。

◎執行文の附與 判決の確定すると原告から執行力のある正本の附與を申立つる、其執行文は判決の正本の末尾に附記せらるるもので其文式はかうである、

前記ノ正本ハ被告某若クハ原告某ニ對シ強制執行ノ爲メ原告某（若クハ被告某）ニ附與ス

其執行文には裁判所書記が署名捺印し且つ裁判所の印を押すのである、又公證人が作る執行文も同一である、此の執行文は確定判決の外假執行の宣言する判決にも附與

するから假執行の宣言があれば判決確定前でも強制執行が出来る、然らば假執行の宣言は如何なる場合に爲すか、茲に如何なる申立と職權とを以て其宣言を爲すかを説明しやう（民訴）。

◎職權を以て假執行の宣言を爲す場合は左の場合に限る。

- (一) 認諾に基き敗訴を言渡す判決、
 - (二) 證書訴訟又は爲替訴訟に於て言渡す判決、
 - (三) 同一審に於て同一の原告に對し本案に付き言渡したる第二又は其以後の關席判決、
 - (四) 假差押又は假處分を取消す判決、
 - (五) 養料を支拂ふ義務を言渡す判決、但し訴の提起後の時間及び其提起前最後の三個月間の爲に支拂ふべきとさに限る、
- 以上の判決には裁判官が職權を以て假執行の宣言を付するのであるから、債權者の申立を必要とせぬ。

強制執行（職權を以て假執行）

強制執行（申立に因る假執行）

○申立に因る假執行　の宣言は左の場合に於て爲さるのである（五〇二）。

- (一) 總ての住家其他の建物又は其或る部分の受取、明渡、使用、占據若しくは修繕に關し又は賃借人の家具若しくは所持品を賃借人の差押へたることに關し賃借人と賃借人との間に起つた訴訟、
- (二) 占有のみに係る訴訟、
- (三) 雇主と雇人との間に雇期限一箇年以下の契約に因り起りたる訴訟、
- (四) 左に掲げたる事件に付き旅人と旅店若しくは飲食店の主人との間に又は旅人と水陸運送人との間に起りたる訴訟、
 - イ 賄料又は宿料又は旅人の運送料又は之に伴ふ旅客の手荷物運送料、
 - ロ 旅店若しくは飲食店の主人又は運送人に旅人より保護の爲め預けたる手荷物、金錢又は有價物、
- (五) 其他財産權上の請求に關し金額又は價格に於て二十圓を超過せざる訴訟（但し其物の價格に付ては一般民事訴訟法の價格の算定法に因る）、

尙ほ財産權上の請求に關する判決に限り、左の場合には債權者の申立によりて假執行を宣言する、

- (甲) 債權者が執行の前に保證を立てんと申出づるとき、
- (乙) 債權者が判決の確定となる迄執行を中止せば償ひ難き損害又は計り難き損害を受くべきことを疏明するとき（五〇三）、

○假執行宣言の異議　は債務者から申立つることが出来る、即ち債務者が判決の確定以前に於て判決を執行すれば回復することを得ざる損害を受くることを疏明したるときは、裁判所では假執行を爲さざること及び假執行宣言の申立を却下する、併しなから債權者に於て豫め保證を立つるときは假執行を爲し得ることを宣言するを得る、又債務者は保證を立て又は供託を爲して執行を免かることも出来る（五〇五）。

○動産に對する差押　既に執行力ある正本を有したる債權者が其差押を爲さうとするには執達吏へ委任しなければならぬ。

○執達吏委任の手續　としては先づ執達吏役場で委任書を貰ひ受けて委任の書式を強制執行（假執行宣告の異議、動産に對する差押、執達吏委任の手續）

強制執行（財産差押上の制限）

作るので、それには差押を爲す金額、利息、旅費、日當等を記入するが宜い、而して執達吏は債務者の住所に至りて債務者の有體動産を差押へると云ふ順序になる。

◎財産差押上の制限 執達吏が債権者の委任を受け債務者に屬する財産一切を差押ふるを得るが左に掲ぐるものは差押へを爲し能はぬ（五七〇）、

(一) 衣服、寢具、家具、及び厨具、

但し此の物が債務者及び其家族の爲め缺くべからざるときに限る、

(二) 債務者及び其家族に必要な一ヶ月間の食料及び薪炭、

(三) 技術者、職工、勞役者及び産婆にありては其營業上缺くべからざるもの、

(四) 農業者にありては其農業上缺くべからざる農具、家畜、肥料及び次の收穫まで農業を續行する爲めに缺くべからざる農産物、

(五) 文武の官吏、神職、僧侶、公立私立の教育場教師、辯護士、公證人及び醫師

等に在りては其職業を執行する爲め缺くべからざる物並に身分相當の衣服、文武の官吏、神職、僧侶及び公立私立の教育場教師に在りては職務上の収入

又は恩給の差押を受けざる金額、即ち左の債権は差押へることが出来ない、

イ 法律上の養料、

ロ 債権者が義捐建設所より又は第三者の慈恵により受くる繼續の収入但し債務者及び其家族の生活の爲め必要なるものに限る、

ハ 下士、兵卒の給料並に恩給及び其遺族の扶助料、

ニ 出陣の軍隊又は役務に服したる軍艦の乗組員に屬する軍人軍屬の職務上の収入、

ホ 文武の官吏、神職、僧侶、及び公立私立の教育場教師の職務上の収入恩給及び其遺族の扶助料、

ヘ 職工勞役者又は雇人が其勞役又は役務の爲めに受くる報酬、

而してイ、ホ、への場合に於て職務上の収入恩給其他の収入が一ヶ年間に三百圓を超過するときは其超過したる半額を差押ふることが出来る、例へば五百圓の収入があるものは百圓を差押ふることが出来ることになる。

強制執行（財産差押上の制限）

強制執行（強制執行異議申立書式）

- (七) 薬舖に在ては調劑を爲す爲め缺くべからざる器具及び藥品、
 - (八) 勳章及び名譽の證標、
 - (九) 實印、其他職業に必要な印、
 - (一〇) 神體、佛像其他禮拜の用に供する物、
 - (一一) 系譜、
 - (一二) 債務者又は其家族が未だ公にせざる發明に關する物及び債務者又は其家族の未だ公にせざる著述の稿本、
 - (一三) 債務者及び其家族が學校に於て使用に供する書籍、
- 而して差押へは夜間及び日曜日並に一般の祝祭日には特に執行裁判所の許可なければ爲し能はぬ、又其執行に付ては警察官吏等の援助をも求めることも出来るのである、而して若しも執達吏が無法にも債務者の承諾を得なければ、差押ふるを得ぬ有體動産を差押へたる時若しくは何か違法の處置あつたときなどは左の申立をするが宜い。
- ◎強制執行異議申立書式

申立書

府縣郡市區町村番地族籍職業
 申立人 氏 名
 府縣郡市區町村番地族籍職業
 被申立人 氏 名

執行手續ニ關スル異議申立事件

申立ノ趣旨

被申立人ノ委任ニ依リ〇〇區裁判所執達吏氏名カ何年何月何日申立人宅ニ於テ何々(判決)執行正本ニ基キ爲シタル強制執行ハ之レヲ許サストノ御裁判ヲ求ム

申立ノ理由

- 一 何年何月何日〇〇區裁判所執達吏氏名ハ被申立人ノ委任ニ依ル強制執行ノ爲メト稱シテ申立人宅ニ臨ミ別紙執行調書謄本記載ノ物件ヲ差押ヘタリ
- 二 然レトモ右強制執行ハ未ダ其執行正本ノ送達ヲナサスシテ執行ニ着手シタルモノニシテ民事訴訟法第五百二十八條ニ違背セル不法ノ執行ナリ
- 三 加之右差押ハ調書記ノ通り何年何月何日ノ執行ニシテ同日ハ日曜日ナルニ拘ハラス執行裁判所ノ許可ナクシテ執行ヲ實行シタルモノニシテ民事訴訟法第五百三十九條ニ違背セル不法ノ執行ナリ
- 四 以上ノ次第ニテ強制執行ノ手續ニ不法アルモノト思料致候ニ付キ本申立ニ及ヒタル次第ニ候

強制執行（強制執行異議申立書式）

強制執行（強制執行に對する異議、強制執行の一時停止）

附屬書類ノ表示

一 執行調書謄本

一通

一 何々

以上

年月日

右申立人

氏

名

區裁判所判事氏

名殿

○強制執行に對する異議 債權者の委任によりて執達吏は債務者の財産を差押へても、時としては執達吏が不法の差押へをなすこともある、此の場合は債務者から異議を申し立てるが宜い、又此の申立は訴の形式を以て爲すこともある、此の時は判決を以て確定せらるる、又強制執行の目的物に付て權利を有するもの、例へば讓渡若しくは其引渡を受くべきものから異議を申立て、其物の返還を求めるとも出来る、且つ強制執行を許さない旨の宣言を求むることも出来る。

○強制執行の一時停止 總べて債務の強制執行の異議は何れも強制執行を停止する効力がない、故に債務者は強制執行の一時停止命令の申請をなし、保證金を供託して

其強制執行の手續を停止せしむるのである、其申請はかうである、

○強制執行停止命令申請書式

強制執行一時停止命令ノ申請

府縣都市區町村字番地

申請人 氏

名

府縣都市區町村字番地

被申請人 氏

名

物件ノ表示

一 何々

一 何々

事實ト理由

被申請人ハ申請人ニ對シ何年何月何日ノ判決ニ基キ何年何月何日別紙物件目録記載ノ通り物件ニ強制執行ヲ爲シタリ然レトモ右差押物件ハ申請人ノ所有ニ屬シ債務者タル何某ノ所有ニアラス全ク強制執行スヘキ理由無之候依テ何年何月何日付ヲ以テ強制執行ニ對スル異議ノ訴ヲ提起セルモ該判決確定前ニ物件ヲ競賣セラル、ニ至ランカ非常ナル損害ヲ蒙ルヲ以テ茲ニ相當保證ヲ供スヘキニ依リ右強制執行停止ノ命令相成度民事訴訟法第五百四十九條ニ依リ此段申請候也

年月日

右

氏

名

強制執行（強制執行停止命令申請書式）

強制執行（配當要求、不動産に対する強制執行）

裁判所判事氏 名殿

◎配當要求 強制執行力ある正本を有するも、既に他の債権者か其債務者に對して強制執行の手續として差押へた後であれば、茲に配當加入の申込をなすので、即ち差押の物件が競賣になる日迄に配當要求書を其執達吏の役場に差出して配當を受けるが宜い。而して執達吏は各債権者に對して計算書を差出す事を通知して配當表を作り各債権者が其配當表に異議ないときに配當することになる、異議があるものは其申立をなせば配當は中止せられて、又訴へを起されることになるが、通例債権者が各自協議の上で配當するのが今日の通例である（民訴九二六、六二九、六三九）。

◎不動産に對する強制執行 一は強制競賣して代金を以て債権の辨済に充てる方法と強制管理の方法とがあつて、債権者は此二者の内其一を撰び能ふ、又同時に此二者を併せ行ふとも出来る、此強制競賣は賣却するので強制管理とは賣却を爲さずして其不動産より生ずる収益即ち家賃、地代、小作料の如きものを以て辨済に充つるのである。其他船舶の強制執行も特殊の事情があるもの、外、不動産の強制執行と略ぼ同

一の方法に於て爲さるる（六四〇）。

◎金銭以外の債権の強制執行 金銭の支拂を目的とせない債権の強制執行は執達吏が其権限内に於てするから其執行力ある正本を執達吏に差出して委任するが宜い、即ち其場合は左の三つある（民訴七三〇）。

- (一) 物の引渡を求むる爲の強制執行
- (二) 特定動産の引渡又は代替物の一定の數量の引渡に關する強制執行、例へば米の引渡を求むるが如き場合である、
- (三) 不動産の引渡即ち田宅地又は人の住居する家屋、船舶の引渡に關する執行等て、例へば家賃を滞るとか其他の事情ある借家人に對し、家主より家屋の引渡を求むる場合の如きである。

◎假差押 は債務者が其財産を隠匿して債権者に支拂はぬ虞れがあるとき、債権者が自衛の手段としてなす行爲で債權保全の行爲に外ならぬ、故に假差押は債務者の有體動産、不動産、船舶、債權等に對して爲すことが出来る、通例訴訟を起す前に假差

強制執行（金銭以外の債権の強制執行、假差押）

強制執行(假處分)

押をなせば判決後に至りて有効に其執行を爲し得る、尤も債権者より保證金を供託せねばならぬ、既に假差押の申請をなし、裁判所より其假差押の命令が發せられたときは直に執達吏役場に差出して委任するが宜い、而して債務者も正當の事由があるときは保證を立て供託をなして異議の申立をなし、假差押の取消又は中止を求むる事も、又起訴命令を發するやう申請するを得る、以て債務者の權利を保護するのである(七三七五至七五五)。

◎假處分

は物の引渡等の場合に於て其時機を失すれば折角の權利も水の泡となる場合に、其權利の實行を保全せしむる方法である、例へば家屋の明渡の訴へに於て早くも其家屋を執達吏の占有に移して借主又は賣主をして不法の占有又は轉賣などなさせしめぬは是れ假處分の効果である、是れ又假差押と同じく債権者の權利を保護し、不正法なる債務者をして非違を逞しふるの餘地なからしむる方法である、故に債権者は此規定に従つて權利の執行を全うし且つ爭議の餘地なからしむるを期するが宜い(民訴七五五乃至七六三)。

◎破産 是商人が其支拂を停止したとき、本人又は債権者の申立によりて裁判所が其の宣告を下すので、一旦破産の宣告あつた後は自分勝手に其の財産を處理すること出來ぬ、又破産主任官か總ての破産手續を指揮し、破産管財人が本人の債權債務の關係一切に對して管理處分するの權限を有し、本人の總財産に對して各債権者が平等に配當して其債權の辨濟を受け、不足分あるときは無限に其債權を行ふことが出来る、つまり民事上の家資分散(身代限り)と同一の結果となるのである(破九七八、民訴)。

◎有罪破産 とは債務者が自ら破産をなす意思を以て債務を負ふた時、又は債権者に損害を蒙らしむる爲めに貸方の財産を藏匿し、又は借方現額を過度に掲げ、又は帳簿を偽造變造し又は毀滅し或は藏匿したものは詐欺破産として懲役に處せらる。次に本人が一身上又は一家の經營上相當にあらざる即ち過分の費用を出すとか、或は支拂停止後支拂又は擔保をなして或る債権者に利益を與へんとしたときは、過怠破産として是れ又二ヶ月以上四年以下の懲役に處せらる。故に破産以前兄弟、親族、知人との間に於て虚偽の債權債務の關係を作り置くが如きも、矢張り一の有罪破産として刑事

強制執行(家資分散) 隠居(隠居の意義)

上の責任がある、斯くの如き小刀細工は債権者を害するのみならず又自からも苦しむる首枷となるから其様のことをしてはならぬ(二三年一〇月)。

◎家資分散 強制執行を受けて其財産全部を賣却しても債務の完済を爲し能はぬときに其決定を宣告せらるるので、此家資分散の決定の宣告を受けた時は、選舉權及び被選舉權を失ひ、其復権をなすには債権者全員に其債務の辨済を爲さねばならぬ。家資分散に關する罪は第一に其財産を隠匿し、脱漏し、又は虚偽の負債を増加した者は二ヶ月以上四年の懲役に處せらる、次に其情を知りて虚偽の契約を承諾したるもの又は其媒介をなしたるものは一等を減ぜらるのみで矢張處刑せらるるのである、第三に家資分散の際帳簿類を藏匿毀棄し、又は分散決定の後債主中の一人或は數人に其負債を私償し他の債主を害した者は一月以上二ヶ年以下の懲役に處せらる、(民施二及家資分散法)。

隠居

◎隠居の意義

隠居とは戸主の地位を隠退することである、原則として隠居は許さ

ない事になつて居るが、特別の事由がある時に限り之を許す、何となれば國民として一家を支持し家族を扶養すべきものが進んで無責任の地位に就かんとするは家族制度の上に於て社會組織の上に於て又國民奉公心の上に於て弊害があるからである。故に隠居を爲し得る條件を具備せずして隠居をなしたるものに對し、親族、檢事又は戸主から其隠居取消しの請求を裁判所に對して爲すことが出来る、又詐欺恐迫によりて隠居の届出を爲したるものも其取消を裁判所に請求することが出来る、畢竟公益上から斯くは規定したのに外ならない。

◎隠居を爲し得る場合 は民法に規定して居る左の條件を要する。

(一) 滿六十年以上なること及び完全の能力を有する家督相續人が相續の單純承認をなしたるとき、

(二) 戸主が疾病本家の相續又は再興其他已むを得ざる事由によりて、爾後家政を採ること能はざるに至つたときは、前條の規定に拘はらず、裁判所の許可を得て隠居を爲し得る、但し法定の家督相續人が無いときは豫め家督相續人た

● 隠居(隠居を爲し得る場合)

● 隠居（隠居届書式）

るべきものを定め其承認を得ねばならぬ、

(三) 戸主が婚姻によりて他家に入らんとする時は第二の條件の下に隠居を爲すことが出来る、

而して女戸主は何時にても隠居をなすことが出来るが有夫の女戸主は其夫の同意を要する、又無能力者が隠居をするときには其法定代理人の同意を要する。

◎ 隠居届書式

隠居届

府縣郡市區町村字番地族籍

隠居者 氏

年月日生

名

右満六十年以上ナルニ因リ隠居ス

府縣郡市區町村番地隠居者何某ノ長男

家督相續人 氏

年月日生

名

右隠居致度候間別紙家督相續人ノ承認證書相添へ此段及御届候也

届出人 氏

名

市區町村長氏名殿

但し此届出人は隠居者と相續者と兩名である。

◎ 相續の單純承認證書式

相續ノ單純承認證書

府縣郡市區町村字番地族籍職業

隠居者 氏

名

右某長男職業

家督相續人 氏

名

右家督相續ニ付キ單純承認致候也

承認者 家督相續人 氏

名

年月日

次に女戸主が隠居を爲す場合の書式を示す。

◎ 女戸主隠居届書式

隠居届

府縣郡市區町村番地戸主

隠居者 氏

名

隠居（相續の單純承認書式、女戸主隠居届書式）

隱居（女戸主隱居届書式）

右某家政ヲ執ル能ハサル爲メ隱居ス

府縣郡市町村番地右隱居者長男

家督相續人 氏

年月日生

右隱居致度候間此段御届候也

年月日生

年月日

届出人 隱居者 氏

名

右家督相續ニ付キ單純承諾候也

届出人 家督相續人 氏

名

右隱居ニ同意致候也

承認者 家督相續人 氏

名

同意者 右某夫 氏

名

市區町村長氏名

次に戸主が病氣の爲め隱居を爲す場合があれど前記の書式に準するが宜い、又隱居の取消等がある、此の取消に従ひ隱居の取消に因る登記取消申請等もあるが別段定まつた書式がないから趣旨の判明する様に作成すればよろしい。既に隱居すれば茲に家督相續が開始せらるる（民七五二乃至七五九）。

相續

◎家督相續の意義 家督相續は家族制度に伴ふ所の制度である、故に我國の如き家族を以て國家組織の單位とし、家族に重きを置く國にありては此の家督相續があるけれども、個人を以て國家組織の單位として居る歐米各國には家督相續がない。

◎家督相續の效力 は前戸主の有して居つた權利義務を一切承繼する、即ち戸主となりて前戸主の有せし身分上の權利即ち戸主權を承繼する、又財産上一切の權利義務を承繼する、就中系譜、祭具及び墳墓の所有權は家督相續の特權としてある（民九八七）、尤も被相續人の一身に專屬する權利假令位階勳等の如き其人に專屬したる國家より受くる榮典の如きは相續出來ぬ。

◎相續人の種類と順位 相續人の種類としては法定の推定家督相續人、選定家督相續人、指定家督相續人とする、而して其の順位は次の如くである。

◎法定の推定家督相續人 は當然戸主の長男が之に當るのである、故に若し男がない相續（家督相續の意義、家督相續の効力、相續人の種類と順位、法定の推定家督相續人）

相續(家督相續人の缺格)

く女のみであれば長女が相續する、又妻が懷妊中に相續が開始すれば其胎兒が家督相續人となるのである、但し死體で生れたときは家督相續人とならない、また長男が死亡したときは二男三男といふ順序となる(九七〇)、以下其順位を示す、

- (一) 親等の異なりたる者の間に在りては其近きものを先にする、
- (二) 親等の同じきもの間にありては男を先にする、
- (三) 親等の同じき男又は女の間在りては嫡出子を先にする、
- (四) 親等の同じき嫡出子、庶子及び私生兒の間に在りては嫡出子、及び庶子は女と雖も之を私生子より先にする、

(五) 前記に掲げたる事項に付き相同じき者の間に在つては年長者を先にする、又養子縁組によりて嫡出子たる身分を得たものは、家督相續に付ては嫡出子たる身分を取得したとき生まれられたものと看做す。(親等に關しては親子の項を参照せよ)

◎家督相續人の缺格 家督相續人は家名を繼ぎ家に屬する權義一切を承繼するのであるから、最も被相續人の意思に適へる者でなければならぬ、故に左に掲ぐるものは

家督相續人たることが出来ない(九六九)

- (一) 故意に被相續人又は家督相續に付き先順位に在る者を死に致し又は死に致さんとしたる爲め刑に處せられたる者、
 - (二) 被相續人の殺害せられたることを知りて之を告發又は告訴せざりしもの、但し其者に是非の辨別なきとき又は殺害者が自己の配偶者若しくは直系血族なりしときは此限りにあらずとする、
 - (三) 詐欺又は強迫に因り被相續人が相續に關する遺言を爲し、之を取消し又は之を變更することを妨げたもの、
 - (四) 詐欺又は強迫に因り被相續人をして相續に關する遺言を爲さしめ、之を取消さしめ又は之を變更せしめたもの、
 - (五) 相續に關する被相續人の遺言書を偽造、變造毀滅し又は藏匿したる者、
- ◎家督相續人の廢除 被相續人の子たるものは法定の家督相續人として長男、二男、三男、又女であれば長女、次女、三女と其順位によりて家督相續人となるが、左に掲

相續(家督相續人の廢除)

相續(推定家督相續人廢除請求書式)

る法定の推定家督相續人は廢除することに因り相續人となることを得ぬことになる
從て其者の弟又は妹が法定の推定家督相續人となるのである(九七五)、

- (一) 被相續人に對して虐待を爲し又は之に重大なる侮辱を加へたもの、
 - (二) 疾病其他身體又は精神の狀況に因り家政を執るに堪へざるべきもの、
 - (三) 家名に汚辱を及ぼすべき罪に因りて刑に處せられたるもの、
 - (四) 浪費者にして準禁治産の宣告を受け改悛の見込なきもの、
- 被相續人が此相續人の廢除を爲さうとするには、其管轄地方裁判所に向て左の訴を提起せねばならぬ。

◎推定家督相續人廢除請求書式

推定家督相續人廢除請求ノ訴狀

府縣郡市區町村字番地族籍職業

原告 氏

名

府縣郡市區町村字番地族籍職業

原告法定ノ推定家督相續人

被告 氏

名

請求ノ一定ノ目的

被告ヲ原告ノ法定ノ推定家督相續人タルコトヲ廢除スルニ在リ

請求ノ一定ノ原因

被告ハ原告ノ長男ニシテ法定ノ推定家督相續人タルモ、資性放蕩ニシテ家産ヲ濫費シ素行修マラス 既ニ何年何月何日何々區裁判所ニ於テ浪費者トシテ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルモノニ有之候而シテ今尙ホ毫モ改悛ノ情狀無之ニヨリ不得已茲ニ民法第九百七十五條ニヨリ法定ノ推定家督相續人タルコトヲ廢除スル爲メ本訴ヲ提起シタル次第ニ候

一定ノ申立

右被告カ原告ノ法定ノ推定家督相續人タルコトヲ廢除ストノ判決相成度候

證據方法ノ表示

- 一 戶籍ノ謄本 壹通
- 一 準禁治産宣告決定謄本 壹通
- 一 其他何々

年月日

右原告 氏

名

地方裁判所長判事氏

名殿

尤も此の廢除の原因が已んだときは被相續人又は推定家督相續人から其廢除の取消を相續(推定家督相續人廢除請求書式)

相続（法定の推定家督相続人廢除の遺言書式、指定家督相続人）

該地方裁判所に請求して取消して貰ふが宜い（九七七）。

◎法定の推定家督相続人廢除の遺言書式 是左の通りである。

法定ノ推定家督相続人廢除ノ遺言書

府縣郡市區町村字番地族籍職業

法定推定家督相続人 氏 名

右某ハ何年何月何日被相続人某ニ對シ虐待ヲナシ且ツ重大ナル侮辱ヲ加ヘタリ故ニ民法第九百七十五條第一項及ヒ民法第九百七十六條ニ依リ拙者ノ推定家督相続人タルコトヲ廢除ス

何府縣何郡市區何町村字何番地平民何業某ヲ此ノ遺言ノ執行者ニ指定ス

府縣郡市區町村字番地族籍職業

年月日

遺言者 氏 名

名

此の場合遺言執行者は相続人廢除の訴を地方裁判所に提起するのである。

◎指定家督相続人

被相続人に子女がないときは、弟、妹、甥、姪等を家督相続人

として指定することが出来る、尤も此の指定は法定の推定家督相続人（子女）あるに至

つたときは其效力を失ふのである（九七九）、總べて指定及び其取消を市區町村長に届出

ねばならぬ、左に其指定書の例を示す。

◎家督相続人指定届書式

家督相続人指定届（自己の弟を指定したる場合）

府縣郡市區町村字番地族籍職業

某（甲）弟

指定家督相続人 氏 名

年月日生

名（乙）

法定ノ推定家督相続人ナキニ付右某（乙）指定セラル

右某（乙）兄

被相続人 氏 名

名（甲）

右家督相続人指定ス此段及御届候也

年月日

届出人 氏 名

名（甲）

市區町村長氏名殿

家督相続人指定届

府縣郡市區町村字番地

戸主某弟族籍職業

指定家督相続人 氏 名

名

相続（家督相続人指定届書式）

相続(第一選定家督相続人)

年月日生

法定ノ指定家督相続人ナキニ付右某指定セラル

府縣郡市區町村字番地族籍職業

被相続人 氏

名

年月日生

右家督相続人指定ス此段及御届候也

届出人 氏

名

年月日

市區町村長氏名殿

外に遺言によりて家督相続人を指定する場合もあるが、此時には遺言執行者から其届出をなさねばならぬ。

◎第一選定家督相続人 法定又は指定の家督相続人がない時は、其家に被相続人の父あるときは父、父がないときは母、父母共に無いときは親族會が家族中の左のものを選定して相続人たらしむる(民九八二)。

第一 配偶者但家女なるとき、

第二 兄弟、

第三 姉妹、

第四 家女ならざる配偶者、

第五 兄弟姉妹の子、

◎第二選定家督相続人 は第一選定家督相続人たる者が不在の時、親族會は被相続人の親族、家族、分家の戸主又は本家若くは分家の家族中より其の家督相続人を選定する、尤も之等の中より選定せぬときは更に同家に在る直系尊屬中最も親等の近いもの、又は裁判所の許可を得て他人の中より其相続人を選定することが出来る(民九八四、左に選定書の例を掲ぐ)。

◎家督相続人選定書式

家督相続人選定書

何府縣何郡市區町村字何番地族籍職業戸主何々ハ何年何月何日死亡其ノ法定及ヒ指定ノ家督相続人ナキニヨリ配偶者ニシテ家女ナル何々ヲ以テ右戸主何々ノ家督相続人ニ選定ス

府縣郡市區町村字番地族籍職業

年月日

被相続人某ノ父 氏

名

相続(第二選定家督相続人、家督相続人選定書式)

相續(相續の承認、單純承認、限定相續、相續の拋棄、相續拋棄の申立書式)

◎相續の承認とは相續人が被相續人の權利義務を承繼する場合になす意思表示で相續の承認に單純承認と限定承認の二つがある。

◎單純承認は無限に被相續人の權利義務を承繼する故に被相續人に一萬圓の負債があるときは相續人は此の一萬圓の辨濟を爲さねばならぬ(民一〇三三)。

◎限定相續は被相續人より相續したる財産の限度で、被相續人の債務及び遺贈を辨濟するものである(民一〇三五)、限定承認は相續開始後三ヶ月内に財産目録を作成して裁判所に提出してこれを爲すのである、此の限定相續をなしたものは五日以内に一切の相續債權者及び受遺者に對し、限定相續をなしたことを通知せねばならぬ、且つ一定の期間内に債權の申出でを爲すべきを公告せねば成らぬ。

◎相續の拋棄 相續人は其相續權を拋棄することが出来る、其拋棄の効力は相續開始の時に遡る事を得るのである、尤も其旨を裁判所に申立てねばならぬ(民一〇三八)。

◎相續拋棄の申立書式

相續拋棄ノ申立

府縣郡市區町村字番地族籍職業

申立人 氏 名
被相續人 氏 名
最後ノ住所 府縣郡市區町村字番地
右申立人ハ前記被相續人某ノ指定家督相續人ナル處何年何月何日右被相續人ノ死亡ニ因リ家督相續ノ開始アリタルコトヲ何年何月何日ニ於テ知リタルモ右申立人ハ右相續ヲ拋棄致シ候ニ付民法第千十七條第千三十八條非訟事件手續法第百四條以下ノ規定ニ依リ此段申立候也

附屬書類
一 戶籍簿ノ謄本
一 身分簿ノ謄本
一 相續人ノ指定書
一 何々

年月日 右 氏 名

區裁判所判事氏 名殿

◎財産の分離 被相續人が巨萬の富を擁して死亡し、相續人が單純の承認をなしたときは、其被相續人の富も相續人の財産と混同する、それが爲めに若し相續人が自己固有の債務の辨濟に充つるときは、被相續人に對する債權者は其辨濟を受くること

相續(財産の分離)

相続（相続財産配當加入申出書式、相続人の職缺）

出来ぬこともあるから、相続債権者又は受遺者は相続開始の時より三ヶ月内に相続人の財産中より相続財産を分離せんことを裁判所に請求し、以て相続財産に付き相続人固有の債権者に先ちて辨済を受くること出来る（民一〇四一）、此の場合に於ける配當加入申出の例を左に示す。

◎相続財産配當加入申出書式

相続財産配當加入申出書

一金何圓也

何々

拙者儀何府縣何郡市町村何番地何業某ノ被相続人何某ニ對シ前記ノ債權ヲ有シ候ニ付キ何年何月何日相続財産分離命令アリタルコト及ヒ配當加入申出ノ公告ニ基キ茲ニ配當加入申出候間辨済相成度此段申出候也

府縣郡市區町村字番地族籍職業

年月日

相続債権者 氏

名

府縣郡市區町村字番地職業

財産分離請求者氏

名殿

◎相続人の職缺

とは其相続人の有無が分明せざるを云ふもので、此の場合に於ける相続財産は法人とする、從て裁判所は利害關係人又は檢事の請求によりて管理人を

選任する、其管理人は其相続財産の状況を報告し支拂ふべきものは支拂ひ取り立つべきものは取り立て、相続人が分明となつたときは其管理の計算をなす、若し相続人たる權利を有するものが無いときは、其相続財産は國庫の有に歸する（民一〇五九）。

◎相続財産状況報告書式

相続財産ノ状況報告書

何年何月何日付請求ニ因リ自分ノ管理ニ係ル被相続人何府縣何郡市區町村何番地某相続財産ノ状況ヲ報告スルコト左ノ如シ

- 一 相続財産ハ別紙目錄書記載ノ如シ
- 二 何々ノ地代並ニ何々ノ家賃ハ之ヲ受取り何年何月何日之ヲ何々銀行ニ預ケ入レタリ
- 三 何府縣何郡市區町村何番地所在ニ階建土藏ハ金何圓ヲ以テ何年何月何日何府縣何郡市區町村何番地某ニ賣却シ代金ハ即日受領シ直ニ何々銀行ニ預ケ入レタリ
- 四 何々
- 五 何々

右民法第五十四條ニ依リ及報告候也

府縣郡市區町村字番地職業

年月日

何某相続財産管理人 氏

名

相続（相続財産状況報告書式）

相続（遺留分、相続の効力）

相続債権者氏 名殿

次に財産目録、債権申出の催告、相続人に對する公示催告の申請等は適宜其趣旨の判明する様に作れば宜し。

◎遺留分 とは相続財産の一部で被相続人と雖も、自由に處分をなすことが出来ぬ財産である、蓋し家督相続人を保護する結果である、されば家督相続の場合に於て其被相続人の直系卑屬が法定の推定家督相続人であれば總財産の半額を其他の家督相続人は總財産の三分の一を受くる、又遺産相続に於ても直系卑屬たる相続人は被相続人總財産の二分の一を、他の遺産相続人は其三分の一を受くる、故に隱居の場合でも被相続人は常に此財産額丈は残して置かねばならぬ、また被相続人が遺言を以て總財産の二分の一以上を自己の知人又は次男に贈與したときは、其の贈與の遺言が相続開始の時より一ケ年以内に限り、家督相続人より其遺贈金減殺の請求を爲すことが出来る（民一一三〇、一四六）。

◎相続の効力 既に相続人が相続したとき、相続の承認即ち單純の承認をしたなら

ば一切の權利義務を負ひ、限定相続の時は相続財産のみに對して辨濟の義務を負ふ、此家督相続人は次の届出を爲さねばならぬ（猶死亡及隱居の届出）。

◎家督相続届書式

家督相続届

府縣郡市區町村字番地戸主族籍

家督相続人 某長男 氏

年月日生

右何年何月何日前戸主父某死亡（隱居）ニ因リ家督相続戸主トナル

右家督相続及御届候也

年月日

届出人 氏

名

市區町村長氏名殿 名殿

此の届出によりて家督相続人は被相続人に代りて戸主となり、種々なる財産權の上に被相続人と同一の權利を行使することになる、土地、家屋、立木、船舶、株式、其他の名義をば書き替へねばならぬ、又相続税をも負擔する。

◎戸主 となれば茲に一家の家長となり、家族に對しては扶養の義務を負ふが又家

相続（家督相続届書式、戸主）

遺言(遺言)

族に對して居所を指定すること、分家、婚姻、養子縁組、入籍等には同意を與る權を有ち、未成年なる家族に對しては後見人となる等種々なる權利義務もある、其戸主は又死亡、隱居、女戸主の入夫婚姻又は入夫の離婚、戸主が其の家を去りたる時は戸主權を失ひ、其相続人が家督を相続して再び戸主となる(民七四九乃至七五〇)。

遺言

◎遺言 十五歳以上であれば何人も出来る、尤も意思能力があるを必要とする其方式は自筆證書、公正證書又は秘密證書の三とする、尤も此外に特別方式として疾病其他の事由に因り死亡の機に垂んとしたときなどは、三人以上の立會を以て其内の一人に對して口頭を以て遺言を爲すこともある、此の遺言は其遺言のあつた日より二十日以内に證人又は利害關係人から裁判所に請求して其確認を受くることを要する、又從軍中の軍人軍屬の如きは將校には相當官一人及び證人二人以上の立會を以て遺言書を作ることが出来る、而して將校及び相當官(軍醫、主計、理事)が其場所に居らぬと

きは準士官又は下士官一人を以て將校に代へて遺言を爲す事が出来る(乃至一〇六〇)。
◎自筆證書に依る遺言書式 遺言者は其全文を書し且つ日附及び氏名を自書し之に捺印することを要する、又證書中の挿入、削除、其他の變更は遺言者が其の場所を指示し之を變更したる旨を附記して特に之に署名し、且其變更した場所に捺印せなければ其効力がない、左に其書式を掲ぐる。

遺言書

遺言者某ハ此ノ遺言書ニ依リ遺言ヲ爲スコト左ノ如シ

一 遺言者某ハ其ノ所有ニ係ル不動産ヲ何府縣何郡市區町村何番地何業某ニ贈與ス

何府縣何郡市區町村大字何番地

一 畑 何段何畝歩也 此地價何圓

二 何府縣何郡市區町村番地族籍職業某ヲ遺言執行者ニ指定ス

右遺言ヲ正確ナラシムル爲メ遺言者自ラ此證書ノ全文ヲ記シ且ツ左ニ日附及ヒ氏名ヲ自署シ捺印ス

府縣郡市區町村字番地族籍職業

年月日

遺言者 氏

名

◎公正證書に依る遺言書式 是左の條件に依らねばならぬ。

遺言(自筆證書に依る遺言書式、公正證書に依る遺言書式)

遺言（公正證書に依る遺言書式）

- (一) 證人二人以上の立會あること、
- (二) 遺言者が遺言の趣旨を公證人に口授すること、
- (三) 公證人が遺言者の口述を筆記し之を遺言者及び證人に讀み聞かせること、
- (四) 遺言者及び證人が其筆記の正確なることを承認したる後各自之に署名捺印すること但し公證人は遺言者が署名捺印すること能はざるときに於て、其事由を附記して其署名に代ふることが出来る、
- (五) 公證人は前各號に掲げたる方式に従ひて作りたるものなる旨を附記し之に署名捺印すること、

左に其例を掲ぐる、

何々郡市區町村長ノ證明書ヲ以テ其ノ人ヲ證シタル遺言者何府縣何郡市區町村何番地平民(士族)何業某ハ何年何月何日何府縣何郡市區町村何番地某方ニ於テ證人何府縣何郡市區町村何番地平民(士族)何業某及ヒ何府縣何郡市區町村何番地平民(士族)何業某ノ立會ヲ以テ左ニ掲記スル遺言ノ趣旨ヲ本職ニ口授シテ其ノ遺言ヲ爲シタリ

一 遺言者某ハ其ノ所有ニ屬スル左ニ掲グル不動産ヲ何府縣何郡市區町村何番地平民(士族)何業某ニ贈與ス

何府縣何郡市區町村何番地

一 畑 何段何畝

此地價金何圓

二 遺言者某ハ何府縣何郡市區町村何番地平民何業ヲ遺言執行者ニ指定ス
 本職ハ右遺言者ノ口授ヲ筆記シ其筆記及ヒ前記證書ヲ讀ミ聞カシタルニ遺言者及ヒ證人ハ何レモ其ノ正確ナルコトヲ承認シ各自左ニ署名捺印セリ

府縣郡市區町村字番地族籍職業

遺言者 氏

年月日生

名

府縣郡市區町村字番地族籍職業

證人 氏

年月日生

名

府縣郡市區町村字番地族籍職業

證人 氏

年月日生

名

此證書ハ何年何月何日何府縣何郡市區町村何番地某方ニ於テ民法第六十九條第一號乃至第四號ニ掲ケタル方式ニ從ヒ作成ス

何區裁判所管內府縣郡市區町村字番地住居

遺言（公正證書に依る遺言書式）

遺言（秘密証言に依る遺言書式）

◎秘密証書に依る遺言書式

は左の方式に従はねばならぬ（民一〇七〇）。

- (一) 遺言者が其証書に署名捺印すること、
- (二) 遺言者が其証書を封じ証書に用ゐたる印章を以て之に封印すること、
- (三) 遺言者が公證人一名及び証人二人以上の前に封書を提出して自己の遺言書なる旨及び其筆者の氏名住所を申述すること、
- (四) 公證人は其証書提出の日附及び遺言者の申述を封紙に記載したる後遺言者及び証人と共に之に署名捺印すること、

其他公正証書に依る場合には前述せる其方式を準用する、而して其書式は自筆遺言書と同一であるから略する、猶此遺言書には左の文面を添附するのである。

遺言者某ハ、何年何月何日本職役場ニ於テ本職及ヒ左ニ記載スル証人某及ヒ某ノ前ニ此ノ封書ヲ提出シ右某ノ秘密遺言ナル旨及ヒ其ノ証書ノ筆者ハ何府縣何郡市區町村何番地平民何業某ナルコトヲ申述セリ依テ本職ハ茲ニ之ヲ記載シ遺言者及ヒ証人ト共ニ署名捺印ス

何區裁判所管内府縣郡市區町村字番地住居

公證人 氏

名

府縣郡市區町村番地族籍職業

証人 氏

名

府縣郡市區町村番地族籍職業

証人 氏

名

◎特別方式の遺言書式

傳染病などに罹り避病院などに隔離されたるもの又は交通遮断を受けた爲め公證人又は証人との關係上公正証書を作成し能はぬ者は、其警察官一人と証人一人との立會て之を作成するを得る（民一〇七六）即ちかうである、

遺言書

遺言者何府縣何郡市區町村何番地平民（士族）何業某ハ傳染病ノ爲メ行政處分ヲ以テ交通ヲ遮断セラレタル何々避病院ニ在ルヲ以テ何年何月何日下ニ記載スル警察官及ヒ証人ノ立會ヲ以テ左ノ遺言ヲ爲シタリ

一 何府縣何郡市區町村何番地所在

一 田 一反歩 此地價何圓

ヲ何府縣何郡市區町村何番地何某ニ贈與スルコト

二 何々

府縣何警察署長（或ハ勤務）

警部（或ハ巡查） 氏

名

遺言（特別方式の遺言書式）

若し筆者があるときは其旨を記し且つ證人と共に署名捺印するのである。

◎遺産相續 家族が死亡したときに開始せらるる、夫の戸主が死亡したときは家督相續人が一切の權利義務を承継することになるから、財産上の相續に付ては少しも面倒はない、但し遺言に由りて爲す遺贈は特別の關係となるのである。

◎遺産相續人の順位 は左の定めに従ふ(民九九四)、

- (一) 親等の異りたる者の間にありては其近き者を先にする、
- (二) 親等の同じき者は同順位に於て遺産相續人となる、

故に甲なる人が死亡した時、其財産が一萬圓あるとする而して其甲に一人の子と一人の孫とがある時は其財産の一萬圓は其一人の子が相續し其一人の子が死亡して無いときは其一人の孫が相續する、次に乙なる人が五千圓の財産を残して死亡し五人の子女があるときは各子女は一千圓宛の遺産相續人となるのである。

◎直系卑屬なき場合

於て相續する(民九九六)、

即ち被相續人に子及び孫がないときは、其遺産は左の順序に

- 第一 配偶者
- 第二 直系尊屬
- 第三 戸主

而して其相續に關しては家督相續と大同小異である、即ち故意に被相續人又は遺産相續に付き先順位又は同順位にある者を死に致し又は死に致さんとしたもの等は、遺産相續人たる事が出来ない(民九九七)。其被相續人の財産に屬せし一切の權利義務は此遺産相續人が承継するが、其相續人が數人あるときは其相續財産は共有となる(民一〇〇二)、既に各共有に屬したときは各共同相續人は五ヶ年内は分割することを禁ずることも出来るし(民一〇〇二)、其相續分に應じて被相續人の權利義務を承継するを得るのである。

◎庶子と私生子の相續分 は子の二分の一とする、甲に乙丙丁戊の四人の子があるも内丁戊の二人が庶子又は私生子である時は、甲の遺産三千圓に對し乙と丙の實子は

遺言(直系卑屬なき場合、庶子と私生子の相續分)

遺言（遺産相續廢除の遺言書式、事務管理）

金一千圓宛、二千圓の相續分を持ち、丁戌は其の二分の一即ち五百圓宛て千圓の相續分を有することになる、此の相續分の分割に就ては兎角に相續争ひが起り易いものであるから其方法をキチンと定めて置くか、然らざれば信用すべき第三者に委託するが宜し（民一〇〇四）。

◎遺産相續廢除の遺言書式 是左の如く作成するが宜い。

推定ノ遺産相續人廢除ノ遺言書

府縣郡市區町村字番地族籍職業

被相續人ノ直系卑屬

推定ノ遺産相續人 氏

名

右何某ハ拙者ニ對シ何年何月何日棍棒ヲ以テ毆打シタルヲ以テ民法第九百九十八條及同第九百七十六條ニ依リ拙者ノ推定遺産相續人タルコトヲ廢除ス

何府縣何郡市區町村何番地平民何業某ヲ此ノ遺言ノ執行者ニ指定ス

府縣郡市區町村字番地族籍職業

右某被相續人

遺言者 氏

名

年月日

◎事務管理 人が死亡した後往々其所有財産を他人に秘してある爲めに何等の手入

れを爲さぬことがある、此の場合誰の委任にも基かず又何等の義務なく、其財産を修繕し保護する等の管理をする人もある之れが即ち事務管理である、故に此の事務管理者は事物の性質に従ひ最も所有主の利益に適する方法を以て管理せねばならぬ、而して其管理を爲したことを相續人又は財産管理人に通知し之等の人が管理する迄管理すべきである（民六九七）。

◎事務管理者の報酬 一に本人の意思如何により法律上之を請求すること出來ぬ

が、其管理上必要なる費用を支出したるときは其償還を請求するが出来る、且つ又管理者が本人の爲めに急迫の危害を避けしむる爲めに身體、名譽、財産を管理し其れによりて生じた損害は、其本人が悪意又は重大なる過失ない以上は本人に於て賠償する義務がない（民六九八）。

◎行路病人 及び死亡人の療養、運搬、埋葬其他の取扱に付ては管理したるもの、

如きも事務管理の一例である、抑も此の行路病人及び行路死亡人あるときは其市町村長は之を療養し或は假埋葬し、其所持財産があれば其財産を以て療養若しくは葬式の

遺言（事務管理者の報酬、行路病人）

衛生（衛生行政、國家衛生上の施設）

費用を辨じ、餘剩あれば之を保管し、若し不足があれば其死亡者の本籍に於ける扶養の義務者から其不足分を徴収する規則になつて居る（行路病人及行路死亡人取扱法）。

衛生

◎衛生行政

として内務大臣は公衆衛生及び個人の健康上種々の施設をなす、即ち各府縣に於ける檢疫事務を始め、各警察官吏が衛生事務を分掌して居るのも之れが爲めてある、何事も命あつての物種で如何に國運の隆昌を圖り民福の増進すべきを期待するも國民に衛生思想乏しく、死亡率多いやうでは到底富國強兵を期する譯には參らぬ、故に朝野多年の大問題として衛生上の施設を完備せんとするは理の當然といはねばならぬ。我が内務省には衛生局がありて衛生行政の局に當り、各府縣郡、市町村皆衛生事務を以て主要の事務となして居る。

◎國家衛生上の施設

國家が衛生上の施設に甚大の注意を拂ひつゝあるは固より當然の事であるが、内務省直轄の施設としては（一）衛生試験所がある之は東京大阪横濱

衛生（地方衛生上の施設）

の三ヶ所に置かれ衛生上の試験に關する事務を取扱ふ。（二）傳染病研究所は東京に置き傳染病其他の病原の檢索、豫防治療方法の研究、豫防消毒治療材料の檢査、傳染病研究方法の講習及び痘菌血清其他細菌學的豫防、治療品の製造に關する事務を取り扱ふ。（三）中央衛生會は會長一人委員廿八人以内を以て組織し、其委員は重に衛生關係の官吏を以て之に任じ、公衆衛生、獸畜衛生に關する事項に就き各省大臣の諮詢に應じ意見を開申するものであるから、つまり衛生に關する國家最高の諮問機關である。

（四）日本藥局方調査會は明治三十九年創始の臨時の施設で、日本藥局方改正に關する事項を調査するので、會長一人委員十六人以内を以て之を組織する、委員には重に醫藥關係の官吏を任用する、而して猶ほ衛生に關し法律以外の行政命令を發し、各種の取締規則を設くる。以上は國家の衛生上の施設の重なるものである。

◎地方衛生上の施設

としては東京府のみは警視廳其他は警察部て其事務の管掌を爲す、何れも技師若しくは技手があり、又概ね縣病院があつて一般の治療を施すと共に衛生上の試験を爲すのである、其他の施設は府縣によりて多少の相違あるが、或は

衛生（飲料水に關する罪）

常設の消毒所、隔離所を設け或は特に傳染病院を設けて居るのである。又市町村には衛生組合あり避病院あり又市町村役場は其管轄内の衛生行政を管掌しつゝあるは勿論である。

◎飲料水に關する罪 衛生上一日も缺ことの出來ぬ飲料の清淨を保ち、各人の健康を害せざらしめん爲め規定せられたるものである、即ち左の如く區分して處罰する

(一) 人の飲料に屬する淨水を汚穢し由りて之を用ゐること能はざるに至らしめた

者は六月以下の懲役又は五十圓以下の罰金に處する(刑二)。

(二) 水道に由り公衆に供給する飲料の淨水又は其水源を汚穢し因て之を用ゐること能はざるに至らしめた者は六月以上七年以下の懲役に處する(刑三)。

(三) 人の飲料に供する淨水に毒物其他人の健康を害すべき物を混入したものは、三年以下の懲役に處する(刑四)。

以上の各罪を犯し因りて人を死せしめ又は傷害せしめたものは、其傷害の罪に比較して重い刑罰に處せらる、

(四) 水道に由り公衆に供給する飲料の淨水又は其水源に毒物其他人の健康を害すべき物を混入したものは二年以上の有期懲役に處し、因りて人を死に致した

者は死刑又は無期若くは五年以上の懲役に處する(刑六)。

◎水道損壞壅塞罪 公衆の飲料に供する淨水の水道を損壞し、又は壅塞した行爲で、其犯罪者は一年以上十年以下の懲役に處せらる(刑七)。

◎傳染病の種類 病氣の爲めには人の健康は害せられ、其極或は病者をして死の運命に囚はしむる、中にも傳染病は直ちに健康者に傳播し昨の健康者を忽ち病者たらしむるものであるから、公衆衛生の一大問題である、故に此傳播力の防遏は國家の行政事務の一部として取扱はねばならぬ、我現行法に於て認めてある傳染病は左の

(一) 虎列刺、

(二) 赤痢、

(三) 腸室扶斯、

(四) 痘瘡、

衛生（水道損壞壅塞罪、傳染病の種類）

衛生（豫防上の心得）

- (五) 發疹室扶斯、
- (六) 猩紅熱、
- (七) 實布埤利亞、
- (八) 黒死病、

八種である、而して此八種傳染病に相若くものは、擬似症として消毒を行ひ又檢案を行ふ等傳染病と同一取扱を爲し、以て病毒の撲滅に向て萬一の遺漏なきを期して居る。

◎豫防上の心得 としては先づ傳染病患者があつたときは戸主又は戸主に準ずべき管理人より市町村長又は警察官吏に届け出づる、其病家では醫師又は警察官吏の命に應じて消毒を施さねばならぬ、又病毒の汚染した疑ひある器具、衣類等は必ず當該吏の許可を受けぬときは猥りに使用し授與し又は移轉、遺棄することが出来ぬ、又傳染病の死者は必ず火葬に付する、又傳染病患者は傳染病院又は隔離病舎に入れて治療せしむるが、時として自宅療養を許すこともある。此場合は當然他人との交通を遮斷する。

◎傳染病と市町村

市町村は其市町村の利益を圖る爲めに傳染病院、隔離病舎、又は消毒所を設けねばならぬ、且つ傳染病が流行せんとする兆候あるときは、傳染病豫防委員を設けて檢疫事務及び清潔方法の實行を全ふる、此の豫防委員には醫師を加へ、船舶や汽車の檢疫をも行はしむることが出来る、其汽車船舶の檢疫は其乗客を必要の日時停留せしめ、又は豫防委員又は醫師を無償で乗り込ませしむる、而して檢疫で發見した患者は直ちに隔離病舎又は傳染病院に收容して治療をなす、其隔離病舎は故なく其收容を拒み能はぬ。其傳染病患者發生當時の届出は左の如き書式である。

◎傳染病患者 届出書式

傳染病患者届

府縣郡市區町村字番地籍職業

患者 氏

名

右ハ何年何月何日發病候ニ因リ直ニ醫師某ノ診斷ヲ受ケタル處赤痢(又ハ何々……)ニ罹リタルモノノ由此段及御届候也

右

年月日

戸主 氏

名印

衛生（傳染病と市町村、傳染病患者届出書式）

衛生（傳染病豫防上の施設）

警察署長（市町村長）氏 名殿

而して患者が死亡したときも亦之れに準じて其死亡届を差し出さねばならぬ。

○傳染病豫防上の施設

としては府縣知事、警視總監、北海道長官等は左記事項を

布令し得る、此場合は各人は堅く之れを遵守せねばならぬ、

- (一) 健康診断又は死體検案を行ふこと、
- (二) 市街村落の全部又は一部の交通を遮断し又は人民を隔離すること、
- (三) 祭禮、供養、興行、集會の爲め人民の群集するとを制限し若くは禁止すること、
- (四) 古着櫃樓、古綿其他病毒傳染の虞れある物件の出入を制限し若くは停止すること、
- (五) 傳染病毒傳染の媒介となるべき飲食物の販賣授受を禁じ又は之を廢棄せしむること、
- (六) 汽車、汽船製造所若くは多人數の集合する場所に醫師の雇入又は其他の豫防

衛生（清潔法）

上必要な設備を爲さしむること、

- (七) 清潔方法、消毒方法の施行を命じ及び井戸、上水、下水、溝渠、芥溜、廁圍の新設、改築變更、若くは廢止を命じ又は其使用を禁ずること、
- (八) 一定の場所の漁撈、游泳又は其水の使用を必要ある日、時間制限し若くは停止すること、

故に若しも各人が豫防委員又は檢疫委員の命に應ぜないときはそれぞれ規則に照されて處罰せらるるから、傳染病豫防上に關しては公衆衛生上當該吏員の命令や訓告等に服従せねばならぬ（傳染豫防法）。

○清潔法

は傳染病患者のあつた家には特に嚴重に之をなすのである、即ち其の患

者の居間、及び病毒汚染の疑ひある場所に注意し其塵芥は燒き棄てる、又井戸、流がし場、便所等は消毒し又は修理、改造をし或は井戸浚をなさねばならぬ、次にベストに對しては屋根裏、天井、羽目板間、床下等に付て鼠族の搜索驅除をなし溝渠には生石灰を投じたる後浚濼を爲すことを要する（傳染病豫防法）及汚物掃除法）。

衛生（消毒法、種痘、保護者の責任、種痘延期届書式）

◎消毒法 は焼却、蒸気消毒、煮沸消毒、薬物消毒の四種があつて、傳染病患者又は死者の用ひたる被服、臥具、布片、便器、日用の器具一切に施し、以て病毒を撲滅するのである（傳染病豫防法施行規則）。

◎種痘 は毎年三月より六月に至る間に各市町村現住の十歳以下の幼年者に對して爲すものである、尤も年齢上の制限は各市町村長に於て必要と認めたまはば、以上の制限に係らず成年以上のものに對しても爲すこともある（種痘規則）。

◎保護者の責任 父又は母、後見人、戸主は其未成年者をして種痘を受けしむる義務を負ふて居るから、市町村長の指定したる場所に於て種痘を受けしめねばならぬ、若しも此の種痘の義務を怠つたときは科料に處せらるる、從て學校、育兒院には之に準ずべき場所の校長、院長、其他首長並に教育監督又は備使の目的を以て人を寄寓せしむるものが、種痘義務を怠つたときも亦科料に處せらるる、尤も病氣其他の事故によりて種痘を延期せんとするときは左の届出をなすが宜し。

◎種痘延期届書式

種痘延期届

府縣郡市區町村字番地職業

何某次男

氏

名

年月日生

右者來ル何月何日種痘ヲ行フヘキ管ニ候得共目下何病ニ罹リ該時期ニ種痘ヲ行フコト能ハサルニ付キ別紙醫師診斷書相添ヘ此段及御届候也

右某父戸主

氏

名

年月日

市區町村長氏 名殿

次に種痘濟又は天然痘に罹りたる者を市區役所、町村役場に届出づる書式を掲ぐ。

◎種痘（天然痘）濟届書式

種痘（天然痘）濟届

府縣郡市區町村字番地職業

某次男

氏

名

年月日生

衛生（種痘（天然痘）濟届書式）

衛生（癩病）

右者種痘済ニシテ醫師ヨリ別紙謄本ノ通り種痘證ヲ受領（又ハ天然痘ニ罹リタル者ニシテ醫師ヨリ其ノ證明ヲ受領）致シ候ニ付キ此段及御届候也

年月日

右某父戸主

市區町村長氏 名殿

氏

名

○癩病 是古來天刑病と稱し遺傳の業病として萬民皆忌み嫌ふたが、科學の進むに伴ひ該病が傳染病の性質を帯びて居るので、之れを收容療養せしむることになつて居る、現行法の癩病豫防制は明治四十年三月十九日公布されたので、醫師が癩病患者を診察したときは、家人及び患者に消毒其他豫防方法を指示し、且つ三日以内に行政支應に届け出づるの義務を負はしめ、療養の途なきものは療養所に入らしめて救護する、而して此の癩患者療養所に對しては國庫よりの補助金がある、其癩患者療養所は全國を五區域に分ち東京府下、青森縣下、大阪府下、香川縣下、熊本縣下に設立して癩病患者の救護療養に充て、居る、故に行路病人としての癩病患者も亦此の療養の救護を受くることになつて居る。

衛生（醫師、醫術開業）

○醫師 是衛生機關として缺くべからざる職務を有する、如何にして醫師たるかは云ふ迄もなく帝國大學醫科大學卒業、醫學專門學校卒業及醫師試験に合格した者が登録をなし、茲に醫師としての職務を執り得るのである。而して醫師は職務を守り夜間なりとも患者あれば往診し、其他傳染病者を診察したときは直ちに届け出づる等の義務がある、若しも之れを等閑に附すると忽ち罰則に照される、又免許を受けずして醫業をなしたものは五百圓以下の罰金に處せらる、其の他醫師に對する懲戒としては醫業の停止、免許の取消等もある、尙重罪の刑に處せられた者、公權を剝奪されたるもの、禁治産、準禁治産の宣告あり又は啞者盲者聾者であれば、醫師の免許を受くることが出来ない。

○醫術開業 的試験は之を醫師試験と稱し、毎年二回東京市に於て施行する、從來は醫術開業試験と稱し、始め内務省にて行ひしも後ち文部省にて行ふことになり、大正三年十月一日より醫術試験と改められたのである（大正二年九月文部省令第二十七號）而して試験は左の四部に分たれて居る。

衛生(醫術開業)

第一部

解剖學(組織學を含む)
生理學

第二部

病理學(病理解剖學、法醫學を含む)
藥物學

外科學(耳鼻咽喉科學、及び皮膚病學、微毒學を含む)
內科學(小兒科學及精神病學を含む)

第三部

眼科學
產科學、婦人科學
衛生學

第四部

臨床試驗(外科學及內科學の外産科學眼科學の二科目中一科目に就き之を行ふ)而して受験料として金拾五圓を納付すべく、受験者は中學校、高等女學校を卒業し、更に醫學專門學校を卒業せねばならぬ。

◎齒科醫師 是左の資格を有し内務大臣の免許を受くることを要する、

- (一) 文部大臣に指定したる齒科醫學校を卒業したる者
- (二) 齒科醫師試験に合格したる者
- (三) 外國齒科醫學校を卒業し又は外國に於て齒科醫師免許を得たるものにして命令の規定に該當する者

にして口腔、齒科一切の治療をなす。此の齒科醫師も一般の醫師の如く人の依頼に應じて診療に従事するのであるが、開業したときは十日以内に地方長官に届け出て、且つ診療簿を備へて患者の氏名、年齢、病名及び療法等を記載せねばならぬ、行政處分として免許の取消又は營業の停止等がある外、診断書の交付を拒んだ時、又は處方箋の書式不備、診療簿の備へ付けなき等に於ては二十五圓以下の罰金に處せられ、其他

衛生(齒科醫師)

衛生（齒科醫師開業試験、藥劑師）

各種の規定に對し、之れに違背したときは夫れ夫れ罰則がある。

◎齒科醫師開業試験

は學說と實地試験に分たれ學說試験としては即ち

- 第一 齒科解剖學
- 第二 齒科生理學
- 第三 口腔外科學及齒科病理學
- 第四 齒科治療學
- 第五 齒科藥物學
- 第六 齒科技工學

等て、實地試験は患者に對する實地の診療試験である、受験資格としては別に何等の制限がない、只二箇年以上修學するを要するのみである、受験料は九圓であるが學說のみの時は六圓五十錢、實地試験のみなれば六圓である（齒科醫師法及齒科醫師開業試験規則）。

◎藥劑師 是帝國大學醫科大學藥學科卒業又は直轄醫學專門學校藥學科卒業者及び藥劑師試験に合格したものである、其の職務は調劑にあるが坊間多く藥種商として營

業に従ふものが多い。

◎藥劑師試験 是毎年二回東京で行ふが、學說は

- 第一 物理學
 - 第二 化學
 - 第三 植物學
 - 第四 生藥學
 - 第五 製藥化學
- 等て實地試験としては

- 第六 分析術
- 第七 藥品鑑定
- 第八 藥物製煉
- 第九 調劑術

等てである、受験料は六圓で學說、實地各別に受験するときは四圓宛である、既に合格

衛生（藥劑師試験）

衛生(藥種商、製藥者、産婆)

すると内務大臣より免状の交付を受けて、開業するときは必ず薬局を開設し醫師の處方箋に據り藥劑を調合する、又藥品の製造販賣をなし得る、而して故なく藥品の販賣を拒むことが出来ない(藥劑師試)。

◎藥種商

とは藥品の販賣を爲すものであるが必ず府縣知事の免許鑑札を受けねばならぬ、此の藥種商は亦た營業上知り得たる事實を故なく他人に漏らすと醫師、藥劑師、産婆等と同じやうに、秘密を侵す罪として六ヶ月以下又は百圓以下の罰金に處せらるるから注意せねばならぬ、又墮胎罪の場合などには特に重く罰せらるるのである。次に毒藥、劇藥は衛生試験所又は藥劑師製藥者に於て封籤したる封器を開きて樹賣又は零賣することが出来ぬ。

◎製藥者

とは單に藥品を製造し自製の藥品を販賣するものであるが、藥種商と同じく地方廳の免許を受けねばならぬ、且つ又毒藥劇藥は適當の容器に納め之を封籤すべく決して其容器を開いて零賣してはならぬ(實業法は其)。

◎産婆

は醫科大學の養成所卒業者又は産婆試験に合格したる二十歳以上の女子が

妊婦の手當及び分娩に助産するを職務とする(産婆)、但し妊婦、産婦、褥婦又は胎生兒に對し外科手術を行ひ又は産科器械を用ひ藥品を投與し又は指示するを得ぬ、斯る時は必ず醫師に診療を乞はしめる、尤も必要あるときは應急手當をなすこと并に消毒を行ふこと、又は臍帯を切ること灌腸をなすこと位は差支へがない、産婆が若しも墮胎上の犯罪をなせば三月以上五年以下の懲役に處せらる、又産婆として知り得たる事を世間へ吹聴して他人の秘密を侵すことになると六ヶ月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せらるゝから之も亦注意せねばならぬ(刑)。

◎氣象

博物館動物園(宮内省所轄)帝國圖書館、中央氣象臺(文部省所轄)天文臺、植物園(東京帝國大學附屬)及各府縣測候所は營造物の部で説明すべき筈であつたが一般の人に必要がないから略した、併し氣象は公衆衛生は勿論商工業にも重大な關係がある、手近い例だが旅行のときや建築のときや又健康上にも交際上にも、天氣豫報は必ず、注意すべきものであるから最後に茲に掲げるとした、されば毎日新聞紙上などに現はるゝ天氣豫報を見ても了解するやう、左に氣象に關する用語記號等を示す。

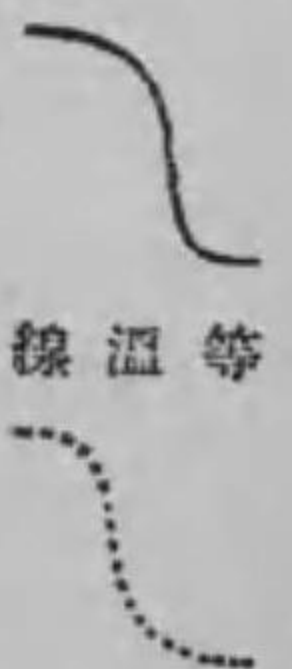
衛生(氣象)

衛生(氣象)

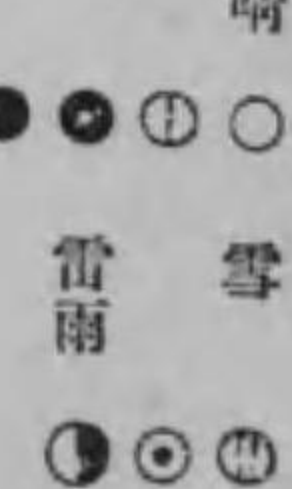
氣象觀測上の區分

第一區	臺中臺北石垣島那霸名瀨
第二區	恒春臺東臺南澎湖島和歌山
第三區	日御崎佐多岬都井崎鹿兒島宮崎
第四區	岡山神戸大阪京都八木
第五區	大分松山多度津廣島吳
第六區	下關濱田佐賀福岡嚴原
第七區	長崎佐世保東京熊谷布良
第八區	横須賀横濱東京筑波山津
第九區	銚子八丈島父島筑波山津
第十區	岐阜名古屋濱松長津路沼津
第十一區	前橋足尾宇都宮福島高山
第十二區	飯田松本長野甲府
第十三區	伏木新潟山形加茂秋田
第十四區	彦根福井金澤皆月
第十五區	石卷水澤宮古水戸金山
第十六區	金華山
第十七區	壽都札幌上川龍飛青森
第十八區	函館

線壓等



線温等



天候の記號

第 十 區	A	紗那大泊真岡敷香十勝
	B	龍岩浦大連旅順營口奉天
	C	元山城津木浦仁川平壤
		杭州南京漢口沙市天津
		芝罘青島上海廈門

風の強弱

軟風 — とは二米突より 天氣圖に記號ト
 和風 — とは四米突より六米突 記號ト
 疾風 — 六より十に至る 記號ト
 強風 — 十より十五に至る 記號ト

死亡

三等烈風 — 十五より二十に至る 記號ト
 二等烈風 — 廿より廿五に至る 記號ト
 一等烈風 — 廿五より廿九に至る 記號ト

三等颶風 — 廿九より卅五に至る 記號ト
 二等颶風 — 卅五より四十に至る 記號ト
 一等颶風 — 四十以上 記號ト

人の死亡には事實上の死亡と法律上死亡と看做さるゝものとの二つある、前者は單に死亡と稱し後者は之れを失踪とする。

◎失踪 人が死亡したときは直ちに財産上其他の關係に於て變革があるが、又世上往々にして生存しても住所を知らさぬものもあり又は生死が分明でないものもある、斯る人をして曖昧の裡に置くは社會の秩序又は公益上並に其不在者との利害關係あるものは多大なる損害と迷惑を蒙る、故に斯るものに對しては裁判所は管理人を命じ又必要なる處分を命ずることもある(二五)。

◎失踪の宣告 併し永久に財産管理人を置くことは出來ないから不在者が七ヶ年間生死が分明しないとき、又は戦地に臨みたる者、沈没したる船舶中に在りたるもの、

死亡(失踪、失踪の宣告)

死亡（失踪宣告の効力、失踪宣告の取消、失踪宣告の申立）

其他死亡の原因たるべき危難に遭遇したる者の生死が、其等の事故が已みたる後三ヶ年を経過しても尙生死不明のときは失踪の宣告を下す、此の宣告があれば死亡したものと看做される（三〇）

○失踪宣告の効力 としては妻たる関係がなくなるから其妻は更に嫁に行くことも出来る、戸主であれば家督相続となり、戸主でないときは遺産相続となり、其不在者の財産は各歸屬する處に向て處分せらるゝのである。

○失踪宣告の取消 は本人が生存したるとき及び死亡したることが證明されたとき區裁判所に於て取消す、其結果として失踪の宣告によりて財産を得たるものは其取消によりて權利を失ふも、現に其利益を受くる限度に於て其財産を返還すればそれで宜し（三三）。

○失踪宣告の申立 不在者の生死が分明せない爲めに公示催告をしても、尙ほ生存の届出が無いときは已むなく失踪の宣告を求むる申立書を區裁判所に差出すが宜い、左に其申立書の例を掲ぐる。

府縣都市區町村番地族籍職業
不在者某ノ家督相續人
申立人 氏 名
府縣都市區町村字番地族籍職業
不在者 氏 名

○失踪宣告の申立書式

失踪宣告ノ申立

府縣都市區町村番地族籍職業

不在者某ノ家督相續人

申立人 氏 名

府縣都市區町村字番地族籍職業

不在者 氏 名

申立ノ原因タル事實

右不在者某ハ何年何月何日外出ノ儘歸宅セス以後七ヶ年ヲ經過スルモ一切ノ音信モ無ク其ノ生死全ク分明ナラス依リテ 同人ノ法定ノ推定家督相續人タル 申立人ハ何年何月何日當區裁判所ニ對シ公示催告ノ申立ヲ爲シ御聽何年（何）第何號失踪宣告事件トシテ何年何月何日公示催告相成候處右公示催告ニ對シ其ノ公示催告期日タル何年何月何日迄ニ不在者ヨリ生存ノ届出ナク不在者ノ生死ヲ知ルモノトシテノ届出モナキヲ以テ茲ニ右不在者ニ對シ失踪宣告ヲ求ムル爲メ茲ニ失踪宣告ノ申立ヲ爲ス次第二有之候
申立ノ趣旨

右不在者ニ對シ失踪ノ宣告相成度候

證據方法ノ表示

一 公示催告ヲ掲載セル官報

右

死亡（失踪宣告の申立書式）

死亡(生存届書式)

年月日

區裁判所判事氏 名殿

申立人

名

尤も不在者が公示催告があつたときに生存届をさへ出せば失踪の宣告を下さるべきでない、依つて左に生存届書の例を掲げ次に此生存届書を差出さぬ爲めに失踪の宣告を爲され、従つて不在者が生存して居る證據を以て、其失踪宣告の取消を求むる時は左の申立をなすべきである。

◎生存届出書式

失踪宣告ノ爲メノ公示催告ニ對スル生存届出

府縣郡市區町村字番地族籍職業

不在者

届出人 氏

名

申立人何府縣郡市區何町村何番地平民何業某ノ申立ニ因ル御廳何年(何)第何號失踪ノ宣告ノ爲メノ公示催告事件ニ付キ不在者ハ公示催告期日何年何月何日迄ニ其ノ生存ノ届出ヲ爲スヘキ旨公示催告相成候處右公示催告ニ示サレタル不在者タル本届出人ハ現ニ生存致シ居リ候ニ付此段及御届候也

年月日

區裁判所判事氏 名殿

右 氏

名

◎失踪宣告取消申立書式

失踪宣告取消ノ申立

府縣郡市區町村番地族籍職業

不在者

申立人 氏

名

申立ノ原因タル事實

何府縣郡市區何町村何番地平民何業某ハ右申立人ヲ七年間生死分明ナラサルモノトシ失踪宣告ノ申立ヲ爲シ之ニ因リテ御廳何年(何)第何號失踪宣告事件トシテ何年何月何日右申立人ニ對シ失踪宣告ノ判決アリタリ然レトモ右申立人ハ死亡セルモノニアラスシテ現ニ生存セルニ依リ右失踪ノ宣告ノ取消ヲ求メル爲メ此ノ申立ヲ爲ス次第ニ御座候

申立ノ趣旨

何年何月何日右申立人ニ對シ爲シタル失踪宣告取消相成候也

證據方法ノ表示

一 失踪宣告判決ノ謄本

一 申立人ガ現ニ生存シ人違ニアラサル證明書

死亡(失踪宣告取消申立書式)

死亡(死亡の效力、死亡後の手續)

年月日

區裁判所判事氏 名殿

右 氏

名印

◎死亡 は生理學上生理機關の作用が斷絶し全く呼吸閉止の状態に至つたことである、此の死亡の事實に伴ふて種々の法律關係が生じて來る、即ち死亡者は權利義務の主體となることが出來ない、尤も家督相續人が其權利義務を承繼するので、死亡者の一身に專屬して居る權利義務のみは消滅する、即ち恩給年金を受くる權、夫權、親權其他名譽權等の如きは消滅するのである。

◎死亡の效力 としては先づ相續が開始せられて家督相續成立する、遺言は其效力を生じ、戸主でないものにあつては遺言相續が開始せらるる、而して生命保險に被保險人となつて居れば保險金受取人が其保險金を受取り能ふ(明治三十二年農(商發省一號))

◎死亡後の手續 としては先づ醫師の證明書(診斷書)を添へて死亡届を戶籍吏に差出し、然る後に埋葬するのである、葬式は佛教、耶蘇教、神道によりて異なるも謝恩追弔の念に異なる處はない、追善供養して死者の靈を慰め其冥福を祈るのは亦報恩反始

の大禮であるから、各人は葬儀に際して恭愼追悼の意を表せねばならぬ、茲に服忌令の制定があるは實に我國敦厚淳和の美風といはねばなるまい。
◎死亡届の書式 は種々あるが、茲に戸主の死亡を相續人から届出づる例を掲ぐ、他は之に準ずるが宜い。

死亡届

府縣郡市區町村字番地戸主族籍職業

死亡者 氏

年月日生

名

死亡ノ時 年月日午前(後)時分

死亡ノ場所 府縣何郡市區町村字番地

右死亡致シ候間醫師ノ診斷書相添へ此段及御届候也

右其長男何職業

届出人 同居者 氏

名印

年月日生

郡市區町村戶籍吏氏 名殿

◎埋葬の手續 前項の死亡届は正式に致せば先づ醫師の死亡證明即ち診斷書を警察

死亡(死亡届の書式、埋葬の手續)

死亡(忌服)

官に示して屍骸検閲を受け、然る後此死亡届をば市町村戸籍吏に差出すべきである、尤も之は東京大阪の如き大都會の事て他の市町村に於ては便宜警察官と戸籍吏とに同時に届出て、或は事後に警察官に届出づることもあるが、何れにしても死亡届には必ず醫師の證明書を要するを忘れてはならぬ、斯くて死亡届を出せば市役所又は村役場より埋葬認可證を與ふるから、之を火葬場若しくは墓地の管理人に示して火葬又は土葬の式を済ますのである。

◎忌服 孝は百行の基で、忠孝歸一とは我國の訓言である、されば子として親に仕へるに誠意を盡すのは當然で特に死者たる親、祖父母に對して追悼敬仰の意からして鄭重に葬儀をなし、且風俗慣習に依りて哀慕の精神を儀式に表はさねばならぬ、又親祖父母等の目上にあらざるも、夫婦の一方又は兄弟、子孫の死に對し同族一家の哀傷は之れ人情の自然で、悌信友愛の誠意を以て死者に對するの禮を厚くせねばならぬ。茲に於てか遺族又は一家同族のものは之れが弔禮のために歌舞琴曲を禁じ又遊樂を慎むことになる、此の敬虔報恩の精神は延ひて忠君愛國の道義の根原を爲すものである

死亡(忌服)

故に古來武家公卿より庶民に至るまで共に死者に對する道を明かにした、忌服令は即ち之れて明治七年十月十七日には大政官布告第百八號を以て一般國民は武家の制に依る忌服令に依ると定められた、そこで該令を見るに其忌と服との期間左の如く一定してある、

- (一) 父、母 忌 五十日 服 十三ヶ月、
- (二) 養父母 忌 三十日 服 百五十日、
- (三) 嫡母 忌 十日 服 三十日、
- (四) 繼父母 忌 十日 服 三十日、
- (五) 離別ノ母 忌 五十日 服 十三ヶ月、
- (六) 夫 忌 三十日 服 十三ヶ月、
- (七) 妻 忌 二十日 服 九十日、
- (八) 嫡子 忌 二十日 服 九十日、
- (九) 末子 忌 十日 服 三十日、

死亡(除服出仕)

- (一〇) 養子 忌 十日 服 三十日、
- (一一) 夫ノ父母 忌 三十日 服 三十日、
- (一二) 夫ノ祖父母 忌 三十日 服 百五十日、
- (一三) 兄弟姉妹 忌 二十日 服 百二十日、
- (一四) 七歳未満の小兒に忌服なし、

◎除服出仕 忌服に就きては前項の規定あるも、時勢の變遷は此現行の正式の忌服に斟酌を加へ、實際今日に於て各官公衙とも、大概左の標準で除服期間の内規を設け此期間を経過すれば令達を俟たずして除服出仕を要することゝなつて居る。

- (一) 實養父母、妻 十五日間
 - (二) 繼父母、祖父母、兄弟姉妹、子、叔父母 七日間
 - (三) 高祖父母、孫 三日間
 - (四) 曾孫、玄孫、甥姪、從兄弟姉妹 一日間
- 但シ(一)(二)ニ該當スル七歳未満ノ小兒ナルトキハ三日間、其他ハ一日間

人一代の法律終

尤も官公衙の都合で忌引中の吏員に對し、除服出仕の令達をなす場合もあるから、其際は右の期間内でも除服出仕として公務に鞅掌すべきである、又官公吏にあらざる者も勿論之に準じて其身を處して然るべきである、元來忌服は他人に對する遠慮と又自ら哀悼の意を表する禮式で、一家に死者あれば萬事謹慎して宴遊行樂を停止し、婚嫁、建築、旅行等をも差控ゆるは是人情の自然に出づるもので、國によりて多少形式は異なるも其精神に於て變りはないのである。

大正三年七月一日印刷
大正三年七月五日發行

定價金貳圓貳拾錢



(附奥律法の代一人)

著者 渡部 萬藏

發行者 松本 龜造

發行者 藤谷 長吾

印刷者 石川 金太郎

東京市日本橋區通四丁目四番地

東京市日本橋區通四丁目四番地

大阪市東區備後町四丁目廿七番地

東京市日本橋區通四丁目四番地
振替口座(東京)四十二七七番
大阪市東區備後町四丁目廿七番地
振替口座(大阪)二七八五番

公文書院
崇文館書店

發行所

英秀會印刷

68
605

終

